

佐賀県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年三月三十日から平成二十四年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 八幡岳公園線	伊万里市大川町東田代字筒江二〇五番一地从先から 伊万里市大川町大川野字中山一〇七七番一地从先まで 伊万里市大川町大川野字原口八八六番地先から 伊万里市大川町大川野字石橋七七八七番一地从先まで	平成二四・三・三〇